

電話応対について（対応案）

札幌地裁の民事訴訟事件に関する電話での問い合わせがあった場合、以下のとおり回答する。

第1 事件の特定がある場合

1 事件の特定があるといえる場合

- (1) 両当事者の氏名が分かること（[] の検索上、最低限どちらか一方の氏名の漢字が分かる必要あり。）
- (2) 事件番号と原告・被告のどちらかの氏名が分かること

2 1の特定がある場合に回答できること

(1) 次回期日に関する情報

ただし、次回期日が口頭弁論（準備的口頭弁論を含む）である場合のみ回答可能。弁論準備手続、書面による準備手続又は進行協議等公開が予定されていない場合は、当事者等を除いて（当事者等であることの確認方法は4記載のとおり）、すべての期日情報について回答しない（ただし、弁論準備手続については、民訴法169条2項によると、すべての場合に傍聴を認めない訳ではないので、どうしても傍聴を希望するとき等は担当部に引き継ぐ。）。また、第1回弁論の場合は訴訟係属していない場合があるので（原告本人、原告代理人からの問合せの場合を除く、4の確認方法参照）、担当部に引き継ぎ、担当部で訴状が被告に送達されている場合のみ次回期日に関する情報を回答する。

回答する場合は、開始時刻、終了予定時刻、事件名、使用法廷、審理予定（第1回弁論、弁論、証人尋問、本人尋問、判決言渡の別）を必要に応じて回答する。なお、これらの情報は変更の可能性があることを付言する。

(2) 事件番号

ただし、訴訟係属をしていない場合は当事者等（代理人含む）以外には回答しない（当事者等であることの確認方法は4記載のとおり）。訴訟係属しているかどうか不明の場合（次回期日が第1回弁論場合）は、担当部に引き継ぐ。

3 1の特定があっても回答できないこと

2(1)(2)以外の情報。電話では本人確認ができないこと、プライバシーの配慮をする必要があること等から答えられないことを伝え、それでもこれらの情報を知りたいと述べる場合は、裁判の傍聴を促す。傍聴が不可能であると述べる場合は、事件記録の閲覧について説明する。閲覧を強く希望した場合は、進行中の事件は担当部へ、終局している事件は民事訟廷記録係へ引き継ぐ。

なお、4のとおり当事者等であると確認できた場合は、2の事項に加え5の事項についても回答可能である。

4 1の特定ができる場合で、当事者等（代理人を含む）からの問合せと判断できる場

合

(1)

(2)

(3)

5 4に該当する場合に回答できること

(1) 4(3)に該当する場合

事件係属前の事件番号

(2) 4(1)(2)に該当する場合

上判明する受理日、事件終局日、終局事由、確定日については、必要に応じて回答可能。それ以外の情報を希望する場合は、担当部に引き継ぎ、対応を委ねる。。

第2 事件の特定がない場合

事件の特定がない場合、検索ができないため回答不能であるが、以下の場合は、必要に応じて対応する。

1 傍聴希望者

当日の開廷情報のみ回答可能。総務課で対応しているので、総務課に引き継ぐ。

2 マスコミ関係の問合せ

事件の特定がある場合も含め、すべて総務課に対応を委ねる。総務課に引き継ぐ。

3 行政機関からの問合せ

行政共助等の説明が必要になるため、民事訟廷庶務係に引き継ぐ。

4